

令和6年度 第3回 磐田市廃棄物減量化等推進審議会

日時：令和7年3月17日（月）午後1時30分～3時

会場：磐田市クリーンセンター2階研修室

次 第

1 開会

2 環境水道部長挨拶

3 議事

（1）令和6年度の取組み状況について・・・・・・・・・・資料1

（2）令和7年度主な取組み（案）について・・・・・・・・・・資料2

（3）令和7年度磐田市一般廃棄物処理実施計画（案）について・・資料3

（4）その他報告事項

4 閉会

磐田市廃棄物減量化等推進審議会委員

任期：令和8年6月30日まで

(順不同)

氏 名	団 体 名 等	備考
ヨシノ ヒロユキ 吉野 博行	磐田市自治会連合会	会長
マツモト サチヨ 松本 サチヨ	消費研究グループいそじ会	副会長
ムラマツ セツコ 村松 セつ子	シニアクラブ磐田市	
イトウ トシエ 伊藤 とし江	いわた消費者協会	
イマイズミ カヨ 今泉 佳代	磐田商工会議所	
シミズ イサム 清水 勇	磐田市商店会連盟	
イソベ ヨシユキ 磯部 良幸	遠州中央農業協同組合	
イトウ シンヤ 伊藤 慎弥	中遠リサイクル協同組合	
ワタナベ カルロス 渡邊 カルロス	磐田市外国人情報窓口	
スズキ ヤエコ 鈴木 弥栄子	磐田市議会	
カマダ トシミ 鎌田 俊己	一般財団法人日本環境衛生センター専任講師	
ミヨシ アキラ 三好 明	公募	
スズキ ルリコ 鈴木 瑠璃子	公募	
アツウミ レンタロウ 厚海 鍊太郎	公募	
オオサカ テルユキ 大坂 晃之	公募	

<参考：事務局>

ニシヤマ ミノル 西山 実	磐田市環境水道部長	
オオタ カズヨシ 太田 和良	磐田市環境水道部ごみ対策課長	
ヤマウチ カツヒロ 山内 克浩	磐田市環境水道部ごみ対策課グループ長	
イケダ そのミ 池田 その美	磐田市環境水道部ごみ対策課主査	
タナベ トモコ 田邊 倫子	磐田市環境水道部ごみ対策課主事	

1 令和6年度の取組み状況について

(1) 3Rの推進に関する取組み

①親子SDGs体験講座を開催

夏休みに親子でコンポスト作りを体験し、ごみの減量について考える機会を作った。ごみ収集車への乗車体験、ごみを減らすためのワークショップも同時開催。

参加者数 20組 43名 市内小学5～6年生の親子



②「はじめてのダンボールコンポスト講座」の開催

コンポストを使用したことがないような大人の初心者を対象とし、気軽に始められるダンボールでコンポストを作る講座を交流センターと共に開催。

令和7年3月19日(水)中泉交流センターにて予定

③不用品売却仲介サイト「おいくら」を活用したリユースの促進

令和6年10月に袋井市、森町、中遠広域事務組合、袋井市森町広域行政組合とともにリユースサイト「おいくら」を運営する(株)マーケットエンタープライズと6者間で連携協定を締結し、広域でリユースの促進に取り組む。依頼件数18件、依頼商品63点

令和7年1月末



④地域情報サイト「ジモティー」にてリユース事業を拡大

磐田市クリーンセンター・中遠広域粗大ごみ処理施設に搬入された家具等の粗大ごみに加え、令和6年9月末から粗大ごみの戸別収集で回収した粗大ごみの中でも再利用できると判断した物も「ジモティー」に出品し、必要な方に無料で譲渡する事業を拡大。

クリーン利用数 127件 リユースされた重量 768.6kg 令和7年2月末現在
粗大ごみ戸別収集 9件 リユースされた重量 126.8kg 令和7年2月末現在

⑤しっぺいの雑がみ回収袋の配布

市民課おもてなしプロジェクトと連携して、転入者に配布するとともに、PRイベントや協定事業者と連携して雑がみのリサイクル啓発を実施。 購入実績 6,800枚



⑥雑がみ530(ごみゼロ)スタンプラリーを開催

リサイクルできる紙類を分別するきっかけとしてスタンプラリーを実施。

- ・実施期間：令和6年3月1日(金)～令和6年5月30日(木)
- ・対象：市内在住の方(世帯単位での参加)
- ・記念品：しっぺいトイレットペーパー 世帯で1個(先着530個)
- ・実績：680kgの雑がみを回収



⑦広報いわたによる啓発

- 令和6年4月号 リユースで530(ごみゼロ)を目指そう！
令和6年7月号 生ごみダイエットを始めてみませんか
令和6年8月号 災害時ごみはどうするの？
令和6年10月号 もったいない 減らそう！食品ロス
令和6年12月号 リユースで530(ごみゼロ)を目指そう！
資源ごみは集団回収でリサイクル
令和7年2月号 リサイクルで530(ごみゼロ)を目指そう！
リサイクルステーション
(詳細は資料6～11 ページ)

⑧10月の「3R推進月間」及び「食品ロス削減月間」に併せた普及啓発

3R(リデュース・リユース・リサイクル)や食品ロス削減を推進するため、市役所本庁舎等の展示コーナーで啓発を実施。

- ・市役所本庁舎 令和6年10月1日～10月31日
- ・にこっと 令和6年12月3日～令和7年1月10日
- ・中央図書館 令和6年11月1日～令和6年11月29日



⑨ごみ減量のための図書館での啓発イベント実施

ひと・ほんの庭 にこっとにて、「3R」、「プラスチックごみの削減」等の関連図書を子どもたちに読み聞かせ、楽しく、気軽に「ごみ」について考えるきっかけづくりとしてクイズを実施。

令和6年12月21日(土) 参加者27人



⑩施設見学会、ごみの分別説明会

ごみ減量及びリサイクル推進の意識啓発を図るため、小中学生等を対象とした施設見学会、ごみの分別説明会を実施。

開催回数 55回 参加人数 2,508人 令和7年2月末現在

⑪生ごみ堆肥化容器設置費補助事業

家庭から出る生ごみの削減を図るため、堆肥化容器の購入家庭に補助金を交付。

設置基数 55基(申請件数 50件) 令和7年2月末現在

また、ホームページの内容を見直し、補助を利用した方の生の声を掲載し、利用の促進を図るよう充実。

⑫磐田市公式LINEによるごみ減量に関する市民アンケート実施

令和6年12月にLINEによるごみ減量に関する市民アンケートを実施 回答者：813人



⑬古紙等資源集団回収事業奨励金交付事業

古紙等の再資源化を推進するため、回収団体に回収量に応じて奨励金を交付。

回収量 約 1,033t（登録団体数 113 団体）令和 7 年 2 月末現在

(2) 食品ロス削減に関する取組み

①「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」を実施

「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」の期間を 20 日間延長し、市内 38 店舗で実施。

応募数 9,236 通（令和 6 年 10 月 30 日～令和 7 年 1 月 31 日）



②食品ロス削減PRイベントを実施

啓発PRイベントを消費者協会や協定事業者等と連携して8回実施。（詳細は資料5ページ）また、ごみ対策課にて年2回フードドライブ実施。

(3) プラスチックごみ削減に関する取組み

①プラスチック一括回収の実証実験と組成調査の実施

令和 8 年 4 月の導入に向けて、今まで可燃ごみとして処分していた製品プラスチックをプラスチック製容器包装とともに不燃ごみの指定袋に入れたものを回収し、ごみの組成調査を実施。（市内上大之郷地区で実施 回収期間：令和 7 年 2 月 7 日～28 日）



製品プラスチック

②磐田市クリーンセンターに自己搬入されたプラスチック粗大ごみの資源化

磐田市クリーンセンターで焼却していたプラスチック粗大ごみを資源化し、温室効果ガス排出量の削減を図った。令和 7 年 2 月末現在 22 t

③啓発用 100%紙製ファイルによる啓発

ゼロカーボンシティの取組みの一環としてプラスチックごみ削減のため、100%紙製のクリアファイルを作成し、市民への啓発を実施。2,000 部を作成し、施設見学、説明会、PR イベント等で配布。



(4) ごみの適正処理に関する取組み

①外国人向けごみの出し方動画の利用促進(ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語)

令和 5 年度制作のごみ分別、リサイクル啓発動画（DVD）「どうなるの？我が家のごみ」を外国人情報窓口の Facebook に定期的に掲載してもらい、国際交流会に QR コードを載せたチラシを渡し、外国人の受講する講座等でも配布。

②ごみ集積所設置費補助事業の実施

ごみ収集の利便と環境美化を図るため、ごみ集積所の新設や修繕に要する費用の一部を補助金として自治会に交付。

交付件数 39 件 補助金額 3,799,000 円 令和 7 年 2 月末現在

(5) 最適なごみの処理体制に関する取組み

① リサイクルステーション・日曜リサイクルステーション（常設）の開設

日曜リサイクルステーション（常設）の回収時間について、「9時から11時まで」を「9時から12時まで」に延長し、リサイクルステーション（常設）で休場日となっていた「祝日」（土曜除く）を開設日とした。

- ・リサイクルステーション

開設日：月曜～金曜（祝日を除く） 8時30分～17時

開設日数 234日 利用者数 63,160人 令和7年2月末現在

- ・日曜リサイクルステーション

開設日：日曜 9時～12時（福田、竜洋、豊田、豊岡は～11時）

（毎週：磐田 第2：福田 第3：竜洋、豊岡 第4：豊田）

開設日数 46日 利用者数 14,372人 令和7年2月末現在



② 災害廃棄物仮置場の設置運営訓練実施

大規模災害時に発生する災害廃棄物を適切に処理するため、有事の際を想定し、協定業者、静岡県と連携した仮置き場設置、運営訓練を令和6年11月に実施し、ごみの分別や車両の誘導方法などを確認した。



③ 地域仮置き場における災害廃棄物分別看板の周知

7月の自治会連合会三役会・理事会にて災害廃棄物分別看板の活用について説明し、地域仮置き場の運用支援を行った。

④ 磐田市クリーンセンターの焼却灰やガラス、陶器の資源化

焼却灰やガラス・陶器の処理を民間施設に委託して効率的・安定的に資源化するとともに、最終処分場への埋立処分量の削減を図る。

資源化量 焼却灰 1,800t、ガラス 13t、陶器 37t 令和7年1月末現在

参考：ごみ減量関連報道・イベント等一覧

令和6年度

【報道】

10/17 広報いわた「もったいない！減らそう食品ロス」

10/24 中日「磐田、袋井市、森町など 仲介サイトと協定」

10/27 静岡「不用品リユースへ民間と協定」

1/30 スポニチ「磐田市「ゼロカーボンシティ」目指し静岡 BR とごみ減量啓発活動」

【イベント等】

8/1～31 フードドライブ実施(クリーンセンター内ごみ対策課)

10/1～1/10 展示「ごみ減量！食品ロスゼロチャレンジ」(本庁、にこっと、中央図書館)

10/30 キャンペーン PR イベント(杏林堂鳥之瀬店)

11/16 ジュビロ磐田ホームゲームにてキャンペーン PR イベント (ヤマハスタジアム)

12/19 静岡県産業大学冠講座「磐田市におけるごみ減量の取組み」

12/21 食品ロス削減読み聞かせイベント(にこっと)

1/4～31 フードドライブ実施(クリーンセンター内ごみ対策課)

1/18 静岡ブルーレヴズホストゲームにてごみ減量啓発ブース出展 (ヤマハスタジアム)



12/21 食品ロス削減啓発 PR イベント(にこっと)



1/18 食品ロス削減ブース出展(ヤマハスタジアム)

広報いわた4月号

※譲渡は申込先着順で決定します

譲渡手数料／無料

譲渡場所／磐田市クリーンセンター
（管理棟1階（刑部島301））

譲渡日時／平日 午前9時～正午、午後
1時～5時

お申し込みください

申込方法／ジモティーホームページから

譲渡対象者／希望者（個人に限ります）

譲渡方法／ジモティーホームページから

譲渡手数料／無料

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します

※譲渡は申込先着順で決定します



▲磐田市
クリーンセンター
出品物トップページ



▲ジモティー
ホームページ
（初めての方へ）

※品物はご自身で持ち帰りいただきます

※他者への転売は禁止です

※品物はご自身で持ち帰りいただきます

※他者への転売は禁止です

※品物はご自身で持ち帰りいただきます

※他者への転売は禁止です

※品物はご自身で持ち帰りいただきます

※他者への転売は禁止です

※品物はご自身で持ち帰りいただきます

※他者への転売は禁止です

※品物はご自身で持ち帰りいただきます

※他者への転売は禁止です

※品物はご自身で持ち帰りいただきます

※他者への転売は禁止です

※品物はご自身で持ち帰りいただきます

※他者への転売は禁止です

※品物はご自身で持ち帰りいただきます

※他者への転売は禁止です

※品物はご自身で持ち帰りいただきます

※他者への転売は禁止です

※品物はご自身で持ち帰りいただきます

※他者への転売は禁止です

※品物はご自身で持ち帰りいただきます

※他者への転売は禁止です

※品物はご自身で持ち帰りいただきます

※他者への転売は禁止です

※品物はご自身で持ち帰りいただきます

※他者への転売は禁止です

※品物はご自身で持ち帰りいただきます

※他者への転売は禁止です

※品物はご自身で持ち帰りいただきます

※他者への転売は禁止です

地域情報サイト『ジモティー』をご活用ください

リユースで530を
目指そう！

ごみ対策課
（磐田市クリーンセンター内）
☎0538-35-3717
FAX 0538-36-9797

広報いわた7月号

生ごみ堆肥化容器の 購入費補助制度

対象となる主な容器（例）

※生ごみを分解させ、その容量を減少し、堆肥化させるもの

①コンポスト型容器



底部がなく地面に
直接設置する容器

②EM ぼかし容器



庭や畑のない場所で
設置できる密閉され
た容器

③バッグ型容器

コンパクトで室内やベラ
ンダでも利用できる容器

※電気を使用する
生ごみ処理機は除く

補助額

1基あたり容器購入費用の2分の1で上限3,000
円（100円未満切り捨て）

対象者

市内在住者

申請

ごみ対策課、環境課、各支所の窓口で申請
市ホームページより電子申請も可

その他

申請期間など詳しくは市ホームページをご覧ください



▲電子申請

市は、市民の皆さんとともに
「ごみの減量を進めています。
その取り組みの一つとして生
ごみ堆肥化容器（コンポスト）
の購入費補助制度があります。
家庭で出る生ごみを良質な
堆肥にリサイクルしてみませ
んか？

私も使っています



ごみ対策課 取巻主事

バッグ型コンポストを使い
始めました。

コンパクトで使いやすく、
生ごみを入れて混ぜるだけ
と手軽なのでおすすめです。
生ごみが減り始めてごみ出し
が楽になりました。

堆肥化容器でごみ出しが楽に！

生ごみダイエットを
始めませんか

ページ番号
1001491

ごみ対策課
（磐田市クリーンセンター内）
☎0538-37-4812
FAX 0538-36-9797

ページ番号

1005984

災害時

ごみはどうするの？

ごみ対策課
(クリーンセンター内)

☎0538-37-4812

☎0538-36-9797

台風シーズン到来！ごみはどうしたらいいの？

近年、台風やゲリラ豪雨、地震など、大規模災害が各地で多発しています。災害が発生した時には通常の「生活ごみ（家庭ごみ）」の他に、大量の「災害廃棄物」が発生します。災害に備え、ごみの処理方法について日ごろから正しい知識を持つておきましょう。

生活ごみの収集はあるの？

大雨や洪水などによる道路封鎖や大規模地震などの非常事態を除き、荒天時でも基本的に生活ごみの収集を停止することはありません。

なお、暴風時のごみ出しは「ごみの散乱」や「飛来物によるケガ」の危険がありますので、お急ぎでない場合は次回の収集日に出してください。

状況により、収集を停止する場合は、市ホームページなどお知らせします。

台風などで出たごみはどうしたらいいの？

通常どおり分別した上で指定された収集日に、地域のごみ集積所へ出してください。

飛来ごみ（強風などで自分の敷地に飛来したトタンなど、所有者不明のごみ）についても通常の分別ルールに従って、ごみ集積所へ出してください。



大規模災害時に出るごみは、『生活ごみ』と『災害廃棄物』に分けられます

災害廃棄物とは？

大規模な災害などにより壊れた家具や家電、家屋の損壊で発生した木くず、金属くず、瓦などのことです。

大規模災害が発生した時は、普段の集積所とは違う場所に市が災害廃棄物の仮置場を設置する場合があります。設置状況は、市ホームページなどでお知らせします。災害廃棄物の仮置場へも必ず分別してから持ち込んでください。※仮置場は、災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所です。

生活ごみの収集はどうなる？

災害の状況によっては、生活ごみ（家庭ごみ）の収集は「一時的に停止」する場合があります。生ごみや使用済みの紙オムツ、携帯トイレ（凝固剤で適切に処理されたもの）などの「可燃ごみ」を優先して収集再開していきます。収集再開のお知らせ後に、通常の「ごみ集積所」へ出してください。



仮置場まで運ばない場合は

災害廃棄物を分別して地域の広場などにまとめた場合や、仮置場に運ばない住民がトラックで横づけできる場所に分別して出した場合は、市で順次回収します。また、地域で事前に分別看板が必要な場合は、ごみ対策課にご連絡ください。

大規模災害が発生した場合に備え、地域で災害廃棄物を一時的に出せる場所や出し方を、あらかじめ話し合っておくことも検討ください。



▲地域の広場に分別して出された災害廃棄物

ページ番号
1007658

もったいない 減らそう！食品ロス

10月30日は『食品ロス削減の日』です

ごみ対策課
(クリーンセンター内)
☎0538-37-4812
FAX 0538-36-9797

磐田市では循環型社会の形成を目指すため、市内の市民団体や事業所(21社49店舗 令和6年9月末時点)と「食品ロス及びプラスチックごみの削減に向けた取組みに関する協定」を締結し、食品ロスの削減に取り組んでいます。食品ロスを減らすため、食べ物を「買わず」「使わず」「食べ切る」など、できることから始めましょう。

食品ロスってなんだろう？

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまっている食品のことです。日本では年間数百万トンもの食品が廃棄されています。(国民1人あたり、毎日おにぎり1個分)

令和5年度「磐田市可燃ごみ内・資源物調査」によると、市内の家庭から排出される食品ロスの量は年間約2310トンで、食べ残しや未開封・未使用のまま捨てられている食品が生ごみのうち約3割を占めていました。



▲未使用・未開封のまま捨てられている食品

家庭で食品ロス削減のためにできること(保存編)
保存の時に少しでも手間をかけることで、最後までおいしく食べることができま。

①葉物野菜は生のまま解凍可

小松菜・ホウレンソウなどは使いやすい大きさに切り冷凍庫へ。冷凍するとシャキッとした食感はなくなるので、味噌汁や鍋物用に。

②水分の多い野菜は、乾燥から防ぐ

白菜、キャベツなどは乾燥しないように芯や切り口にキッチンペーパーを湿らせたものを被せてラップで包んでから野菜室で保管すると長持ちします。

③ジャガイモ、タマネギ、サツマイモは冷蔵所で

成長してしまい、芽が出やすくなるので光に当てないようにしましょう。腐りやすくなるので、湿気がないように新聞紙にくるんで冷蔵所に保管しましょう。

④キノコも冷凍して保存

シメジ・シイタケなどのきのこ類は、水で洗わずに、根本を切り落とし、食べやすい大きさにカットして冷凍庫へ。調理する時は、冷凍のまま調理しましょう。

※市販の冷凍食品でも食品ロス(消費後)は発生します。

値引きシール

を集めて 食品ロス削減キャンペーン

県内初の取り組みとして始め、開催3年目の昨年は7,000通以上の応募をいただきました。好評につき今年で4年目となるこのキャンペーンは、対象店舗で値引きシールが貼ってある食品を購入することで、消費・賞味期限切れによって廃棄される「食品ロスの削減」につなげることを目的としています。ぜひ、市民の皆さんのご応募をお願いします。

と き／10月30日(水)～令和7年1月31日(金)
対 象／市内在住の方

応募方法／

①市内対象店舗で値引きシールの貼られた商品を購入する
②値引きシール5枚を対象店舗などにある専用応募はがき(10月30日(水)から配布します。市ホームページからもダウンロード可)にテープなどで貼る

③必要事項を記入し、切手を貼って郵送するか、直接ごみ対策課または環境課(西庁舎1階)、各支所にある応募箱へ

そ の 他／抽選で素敵なグッズが当たります。

対象店舗など詳しくは市ホームページをご確認ください



▲ホームページ



ページ番号
1014173

リユースで530を 目指そう！

リユースサイトを活用しましょう

ごみ対策課
(磐田市クリーンセンター内)
☎0538-37-4812
FAX 0538-36-9797

連携協定の締結

市は、10月に袋井市、森町、中遠広域事務組合、袋井市森町広域行政組合とともに、リユースサイト「おいくら」を運営する株式会社マーケットエンタープライズと6者間の連携協定を締結しました。

同じ生活圏の中遠地区全体でリユースの促進に取り組むことにより、環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目指しています。

「おいくら」とは？

株式会社マーケットエンタープライズが運営するリユースサイトです。不用品を売りたい方が「おいくら」を通じて依頼すると、全国の加盟リサイクルショップが一括査定します。一度の依頼で買取価格をまとめて比較し、売却できる手軽なツールです。

市のリユース事業

リユースとは、使用済みの製品を繰り返し使用することです。市は、リユースサイト「おいくら」や「ジモティー」と連携しながら、不用品の廃棄以外の処分方法を提案することで、資源の有効活用を推進していきます。



▲連携協定締結式の様子

おいくら？ 不用品をリサイクルショップに販売する「おいくら」

不用品の買取価格をまとめて比較し、売却できるサービスです。

- ①査定したい商品のカテゴリを選ぶ
- ②商品、お客様情報を入力して査定を依頼する
- ③買取店から査定価格が届く
- ④査定結果を比較して、買取店を選択し、受け渡し方法などを決める
- ⑤買取成立

※査定の結果によっては、買取金額が変動することや引き取りできないことがあります
※おいくらの利用は個人の取引であり、市は一切の責任を負いません。ご利用の際はトラブルにあわないよう規約や注意事項をよくご確認いただき、安全にご利用ください



▲おいくらによるリユース事業

ジモティー 不用品を個人に譲渡・販売する「ジモティー」

登録することで個人でも不用品の取引ができるサービスです。地区ごとに検索できるので、受け取りに来てもらえる範囲で譲り先が見つかるサービスです。

- ①品物を撮影してジモティーサイトに投稿する
- ②買いたい人から問い合わせが来たら、譲渡場所や日程を調整する
- ③品物を引き渡す
- ④ジモティーサイトで取引を完了する

※市は、磐田市クリーンセンターに搬入された木製家具や収納ケースなど、粗大ごみ分別収集で収集した粗大ごみのなかで再利用できるものを、搬入者、依頼者の了解を得てジモティーへ出品し、必要な方に無料で譲渡しています。譲渡を希望する場合もジモティーへ登録が必要です
※ジモティーの利用は個人の取引であり、市は一切の責任を負いません。ご利用の際はトラブルにあわないよう規約や注意事項をよくご確認いただき、安全にご利用ください



▲ジモティー



▲ジモティーと協定を締結

ページ番号
1001468

資源ごみは集団回収で リサイクル

ごみ対策課
(豊田市クリーンセンター内)

☎0538-37-4812
FAX0538-36-9797

資源集団回収を始めてみませんか？

資源集団回収とは

自治会や子ども会・PTA・その他
営利を目的としない団体など、地域の
皆さんが家庭から出る再生利用可能な
資源を集め、契約した資源回収業者に
引き渡すリサイクル活動です。

古紙等資源集団回収事業奨励金とは

市は事前に登録した団体に対し、回収
した資源物の売却金とは別に、市から収
集量1kgにつき4円を奨励金として団体
に交付します。奨励金の対象品目は、古
紙（新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・
シュレッダー紙）、空き缶、古布、空きビ
ンです。

資源集団回収のメリット

令和5年度は、資源集団回収によって、
127団体から約1380トンの資源物
が回収されました。こうした活動は、家
庭ごみの減量化と資源化につながると

ともに資源の大切さを知ることができま
す。また、市からの奨励金は団体の活動
費として活用できます。詳細は市ホ
ムページをご覧ください。

※資源集団回収についてお困りことがあ
りましたらお気軽にご相談ください。

活動団体の声

- ・資源ごみに対する意識が変わった
- ・資源回収による収入や奨励金は
活動費として役立っている
- ・地域の皆さんと
回収作業を行う
ことで地域コミュニ
ティの活性化
につながった



▲ホームページ

広報いわた2月号

市からのお知らせ



あなたの暮らしに役立つ情報を

Information

ページ番号
1001466

リサイクルで530を 目指そう！

ごみ対策課
(磐田市クリーンセンター内)
☎0538-37-4812
FAX 0538-36-9797

リサイクルステーションをご利用ください

磐田市は、家庭から排出されるごみのリサイクルを推進するため、市内5地区でリサイクルステーションを開設しています。(無料)
※家庭ごみに限りますので、店舗や事業所から出たごみは、遠慮ください
全地区で回収しているもの(13品目)

- ・空き缶 ※割れたびんは埋め立てごみへ。
- ・ペットボトル
- ・プラスチック製容器包装 ※市指定の不燃ごみ袋に入れる
- ・古紙 ※新聞、雑誌、雑誌がみなど
- ・古着類
- ・乾電池
- ・蛍光灯
- ・スプレー缶
- ・使い捨てライター
- ・小型充電式電池 ※リサイクルマークがあるもの。
- ・加熱式たばこ
- ・充電式電池が内蔵された機器

地区	場所	住所	開設日時
磐田	リサイクルステーション	新島 252-2	月～金曜日 午前8時30分～午後5時
			毎週日曜日、祝日(土曜日除く) 午前9時～正午
福田	福田交番西向かい	福田 2483	第2日曜日
竜洋	竜洋古紙ストックヤード	平間 1613-1	第3日曜日
豊岡	豊岡支所南側駐車場	下野部 48	第3日曜日
豊田	磐田市防災備蓄ステーション(旧豊田支所)北側駐車場	森岡 150	第4日曜日

磐田地区のリサイクルステーションでは、右記の8品目も回収し、資源化しています。例えば、歯ブラシは植木鉢に、ガラスや陶器は道路資材に生まれ変わります。



磐田地区のみで回収しているもの(8品目)

- ・歯ブラシ ※電動、歯間ブラシは対象外 ※汚れたものも軽く洗えば可
- ・羽毛布団 ※ダウン率50%以上に限る ※品質表示標を確認します
- ・インクカートリッジ ※トナーカートリッジは対象外
- ・パソコン(デスクトップ・ノート)
- ・スマートフォン・携帯電話
- ・金属製品(なべ、フライパン、やかん、一斗缶)
- ・ガラス(食器、花瓶、板ガラス) ※割れていても可
- ・陶器(食器、花瓶、植木鉢) ※割れていても可

『雑がみ530スタンプラリー』

みんなで楽しみながら雑がみ(菓子箱、ティッシュ箱、学校プリント・トイレトペーパーの芯・小さな紙切れなど)を分別する習慣をつけましょう。

『雑がみ530スタンプラリー』参加用紙

月	日	枚	月	日	枚
		1			2

- 期間 3月2日(日)～5月30日(金)
 - 対象 市内在住の方(世帯単位でご参加ください)
 - 受付 市内5地区のリサイクルステーション
 - 参加方法
 - ① 雑がみを紙袋に30枚以上集める
 - ② 雑がみを入れた紙袋をリサイクルステーションに持参し、スタッフに渡して左記の参加用紙にスタンプをもらう(スタンプは1日1つ)
 - ③ スタンプが2つ集まったら、しゅべいトイレトペーパーを世帯に1個プレゼント(先着530個)
- ※スタンプラリーへの参加は、各世帯1回限り
※持参日・枚数は各自記入してください
※参加用紙は切り取らずに、このままお持ちください



2 令和7年度主な取組み（案）について

(1) 3Rの推進に関する取組み

①夏休み親子ごみ減量講座の開催

親子でごみ減量について考える機会となるよう、夏休み期間中に講座を計画。



②市制施行 20 周年記念「ごみ減量標語大募集」を実施

市民と共に 20 周年・ごみ減量の機運の醸成を図るため、ごみ減量標語を募集。受賞作品はごみガイドブックやごみカレンダーに掲載。

③民間企業と連携したリユースの推進

不用品を個人に譲渡・販売する「ジモティー」や不用品を一括査定する「おいくら」を市民に利用してもらい、廃棄以外の方法を提案することでごみの減量に繋げる。



(2) 食品ロス削減に関する取組み

①食品ロス削減PRイベントを実施

ブルーレブズのホームゲームにてブースの出展を行う等、啓発PRイベントを消費者協会や協定事業者と連携して実施。



(3) プラスチックごみ削減に関する取組み

①プラスチック一括回収の周知（説明会、動画作成）

令和8年度開始予定のプラスチックの一括回収を市内全域でスムーズに開始できるように交流センターを会場とした説明会を開催。市ホームページからも発信できるよう、ごみ対策課にて作成した動画による周知も実施。

(4) ごみの適正処理に関する取組み

①家庭ごみ分別ガイドブックの作成

3年ごとにガイドブックを改訂。令和8年度からのごみの出し方を周知するため全戸配布。「プラスチック製容器包装」→「プラスチック」品目の変更。

(5) 最適なごみの処理体制に関する取組み

①リサイクルステーションの排出環境の拡充

リサイクルステーションでの回収品目の拡充検討。また、福田、竜洋、豊田、豊岡でも日曜収集の開設時間を「11時まで」を「12時まで」延長。

②充電式小型家電のごみ出し方法を変更（ごみ処理施設での発火防止対策）

現在、リサイクルステーションに自己搬入するようになっている電池が取り出せない充電式小型家電を地域のごみ集積所に「有害ごみ」として出せるよう変更。

発火防止のための啓発動画も作成。



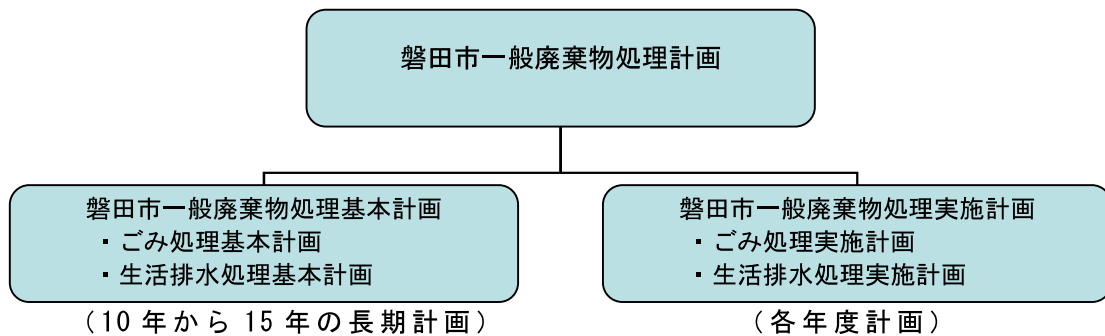
3 令和 7 年度 磐田市一般廃棄物処理実施計画（案）について

①一般廃棄物処理計画とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づき、令和 3 年度に令和 4 年度から 10 年間の計画を策定しています。

（参考）廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第 6 条 1 項 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。



②磐田市一般廃棄物処理実施計画（令和 7 年度）

令和 7 年 3 月に、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間を計画期間とした実施計画を策定します。

《計画の主な内容》

第 1 節 総則

目的、計画期間、計画区域

第 2 節 ごみ処理実施計画

基本方針、ごみの排出量見込み、ごみの排出抑制のための方策に関する事項
収集運搬計画、適正処理等、中間処理計画、最終処分計画
一般廃棄物処理業の許可に関する方針

第 3 節 生活排水処理実施計画

基本方針、生活排水処理形態人口見込み及びし尿・浄化槽汚泥排出量見込み
収集運搬計画、中間処理計画

③令和 7 年度磐田市一般廃棄物処理実施計画策定のポイント

- ・ 磐田市一般廃棄物処理基本計画と整合を図り、令和 6 年度の実績値を参考にごみ排出量の見込みを設定。

令和 7 年度 磐田市一般廃棄物処理実施計画

(案)

令和 7 年 3 月

磐 田 市

目 次

第 1 節 総則 1

第 2 節 ごみ処理実施計画 2

第 3 節 生活排水処理実施計画 11

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項及び磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第13条に基づき、令和7年度磐田市一般廃棄物処理実施計画を定める。

第1節 総則

1 目的

本計画は、令和7年度における一般廃棄物等の処理に関して、市民・事業者の理解と協力による3Rの推進に向けた取組み、収集運搬、中間処理、最終処分等に係る計画を定め、廃棄物の減量や資源化を推進するとともに、生活環境を清潔に維持し、公衆衛生の向上と市民の福祉増進に努めるものとする。

また、SDGsの目標達成にも貢献していくものである。

《廃棄物処理におけるSDGs》



2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

3 計画区域

磐田市全域

第2節 ごみ処理実施計画

1 基本方針

- (1) 市民・事業者の理解と協力による3Rの推進
- (2) ごみの適正処理の推進
- (3) 最適なごみ処理体制の構築

2 ごみの排出量見込み

(1) 令和7年度ごみの排出量見込み

排出量見込み	排出量	可燃ごみ	資源にするごみ	埋立ごみ
定期収集ごみ量				
直接搬入ごみ量				
合計				

3 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

(1) 3Rの推進に関する主な取組み

- ① 施設見学等を実施し、ごみの減量やリサイクルの必要性について啓発するとともに、広報やホームページ等でごみの減量やリサイクルに関する情報を随時発信する。
- ② ごみ発生抑制のため、市民や事業者による多量の枝木や草などの搬入について、再生活用業者への搬入を促進する。また、公共施設から出る刈草・剪定枝についても再生活用し、資源化する。
- ③ 磐田市クリーンセンター・中遠広域粗大ごみ処理施設に搬入された家具等の粗大ごみのうち、まだ使える物を地域情報サイト「ジモティー」に出品し、必要な方に無料で譲渡する事業を推進する。
- ④ 家庭で不要となった物でまだ使える物を一括で査定し、売却できる「おいくら」のサービスを利用することで廃棄以外の方法を提案し、ごみ減量に繋げる。
- ⑤ 資源回収の奨励金交付と生ごみ堆肥化容器の設置費補助を行い、家庭から排出されるごみの減量・リサイクルを推進する。
- ⑥ 雑がみ530（ごみゼロ）スタンプラリーを実施し、市民がリサイクルできる紙類を分別するきっかけとする。
- ⑦ 市役所やひと・ほんの庭にこっとの展示スペースで3Rやプラスチックごみ削減、食品ロス削減等の啓発活動を行うことで、市民のごみに関する意識の向上を図り、より一層のごみ減量・リサイクルを推進する。

(2) 食品ロス削減に関する主な取組み

- ① 食品ロス削減を啓発するイベントを消費者協会や協定事業者と連携して実施。
- ② 家庭や事業所で余っている食品を集め、NPO法人や社会福祉協議会を通じて、フードドライブ事業を推進する。

(3) プラスチックごみ削減に関する主な取組み

- ① マイボトルやマイバッグの持参を推進することで、使い捨てプラスチック製品の排出抑制やプラスチックごみの削減に努める。
- ② プラスチック資源循環促進法に対応するために、プラスチック一括回収に向け市民への周知を図る。
- ③ 磐田市クリーンセンターへ自己搬入され焼却していたプラスチック粗大ごみを資源化し、温室効果ガス排出量の削減を図る。
- ④ マイバッグの利用促進や、レジ袋削減に取り組むため、市ホームページや広報いわたで啓発する。

(4) ごみの適正処理に関する主な取組み

- ① 回収日時や分別方法、品目ごとの分別早見表などを掲載した家庭ごみ収集カレンダーやごみ分別ガイドブックを配布し、周知、啓発する。
- ② ごみ集積所の新設や修繕に要する費用の一部を補助金として自治会に交付する。
- ③ 自己搬入の手段を持たない家庭に、有料で戸別収集を実施する。
- ④ 特別な事情があり、ごみ袋の記名が難しい方に記号を割り当てる手続きを実施する。
- ⑤ 雑がみ袋をPRイベントや協定事業者と連携して配布し、雑がみのリサイクルを啓発する。
- ⑥ 事業者向けのごみの分け方・出し方パンフレットを作成し、市内事業所への配布や、市ホームページで排出者責任や適正処理、リサイクル等の周知、啓発をする。
- ⑦ 外国人向けにごみ分別ガイドブックを作成し、ごみの適正処理を周知、啓発する。
- ⑧ 外国人向けのごみの出し方動画を活用しごみ出しのルールを周知する。
- ⑨ 磐田市クリーンセンターで展開検査を実施し、搬入される事業系一般廃棄物の可燃ごみから紙類・古着の資源化を進めるとともに、排出事業者や法第7条第1項の規定により本市が許可した収集運搬業者（以下、「許可業者」という。）に対し可燃ごみに産業廃棄物を混入しないよう指導を行う。
- ⑩ 審議会を開催し、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項、その他必要な事項について審議する。

(5) 最適なごみ処理体制に関する主な取組み

- ① 市民が排出した廃食用油をコンテナ方式で回収し、バイオディーゼルに精製し、軽油の代替燃料として、市の収集車に使用する。
- ② 磐田市クリーンセンターへ搬入される剪定枝等の樹木をチップ化し、資源化を推進する。
- ③ 焼却灰やガラス、陶器の処理を民間施設に委託し、効率的・安定的な資源化を行う。
- ④ 大規模地震や台風などが発生した時の災害廃棄物に対応するため、仮置場の資材拡充を図る。
- ⑤ リサイクルステーションの回収品目の拡大を検討し、市民の排出環境の充実を図る。
- ⑥ 充電式小型家電の排出の増加等に伴い、ごみ出し方法の整備を進める。

4 収集運搬計画

(1) 家庭系廃棄物

① 収集運搬体制

市の委託による収集運搬又は施設への自己搬入を基本とし、対応できない廃棄物については、市による粗大ごみ戸別収集制度の利用又は排出者から許可業者（別表 1 - 1）への委託による収集運搬とする。

② 分別区分と排出方法

家庭ごみ収集カレンダーに定める収集地区毎に収集日を定め、地域のごみ集積所に排出する。

分別区分	排出方法	収集回数
可燃ごみ	①市指定の可燃ごみ専用袋を使用する。指定袋に入らないごみは指定の大きさに切り、市指定ごみ収集券をごみに貼付する。ただし、プラスチック使用製品類は、可燃ごみ専用袋に入る物のみとする。 ②一度に 2 袋までとする。ただし、剪定枝・草は別に 2 束又は 2 袋まで排出可能とする。 ③ 1 袋の重量は、概ね 8 kg 以内とする。	週 2 回
空き缶	ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。 ※スプレー缶は専用のコンテナへ入れる。	月 1 回
空きびん	無色・茶色・その他の色の 3 種類に分け、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
ペットボトル	ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
廃食用油	ペットボトル等の空き容器に入れ、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
プラスチック製容器包装	①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。 ②一度に 4 袋までとする。	週 1 回
金物・小型電化製品	①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は 30 cm×50 cm×120 cm 以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に 3 袋までかつ 1 袋の重量は、概ね 8 kg 以内とする。	月 1 回
有害ごみ	市指定の不燃ごみ専用袋を使用するか、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。（電池、水銀入り体温計、蛍光管など）	

埋立ごみ	①指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は 30 cm×50 cm×120 cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に 2 袋まで、かつ 1 袋の重量は、概ね 8 kg以内とする。	月 1 回
------	--	-------

③ 収集運搬方法

市から委託された事業者が、「家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書」に定められた方法で収集運搬することを基本とし、対応できない廃棄物については市、排出者又は許可業者の許可車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

(2) 事業活動に伴う一般廃棄物

① 収集運搬体制

排出事業者又は許可業者（別表 1－2）とする。

② 収集運搬方法

排出事業者又は許可業者の許可車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

③ 処理の方法及び処理主体

可燃ごみは、磐田市クリーンセンターへ搬入し、焼却するものとする。

(3) 再生利用されることが確実であると市長が認めた一般廃棄物

① 収集運搬体制

法施行規則第 2 条第 2 号の規定により市から収集運搬の指定を受けた事業者（別表 2）又は許可業者（別表 1－1 及び 1－2）とする。

② 収集運搬方法

指定を受けた車両又は許可車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

③ 処理主体

法施行規則第 2 条の 3 第 2 号の規定により市から一般廃棄物再生活用の指定を受けた事業者（別表 3）に搬入の上、処理及び処分するものとする。

(4) 粗大ごみ等の一般廃棄物

① 市が指定する処理施設へ搬入する。

② 自己搬入の手段を持たない世帯等は、市の粗大ごみ戸別収集又は許可業者（別表 1－1）を利用する。

(5) 資源ごみの回収

リサイクルステーションを開設し、資源ごみを無料で回収する。

受入日時		実施場所	
月～金曜日 (年末年始を除く)	8 : 30～ 17 : 00	リサイクルステーション	新島 252-2
毎週日曜日・祝日 (土曜日、年末年始を除く)	9 : 00～ 12 : 00		
第 2 日曜日	9 : 00～ 12 : 00	福田交番西向かい	福田 2483
第 3 日曜日		竜洋古紙ストックヤード	平間 1613-1
		<u>豊岡支所東側駐車場</u>	
第 4 日曜日		磐田市防災備蓄ステーション (旧豊田支所) 北側駐車場	森岡 150

5 適正処理等

(1) 在宅医療廃棄物

- ① 注射器等の鋭利な医療廃棄物は医療機関等へ持ち込むものとし、感染性廃棄物として医療機関等が処理を行う。
- ② ①以外の非鋭利な医療廃棄物については、感染性等の恐れがある物（内容物や付着物等）を事前に除去し、分別区分に従い、家庭系廃棄物として処理を行う。

(2) パソコン及び携帯電話（タブレット型端末含む）

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、不要となったパソコンは製造メーカーに回収を依頼、携帯電話は販売店で回収を依頼するほか、公共施設に設置した回収BOXを利用して処理する。

(3) 充電式小型家電

リサイクルステーションに自己搬入していた「電池が取り出せない充電式小型家電」を地域の集積所で「有害ごみ」として回収する。

(4) その他

① 自己処理を行う一般廃棄物

一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。）は、廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分するときは、法施行令第3条の基準に従い処理しなければならない。

② 多量の一般廃棄物

一時に多量の一般廃棄物を生ずる土地及び建物の占有者は、自ら処理しなければならない。ただし、自ら処理できないときは、その旨を市長に届け出て、その処理方法について指示を受けなければならないものとし、市長は廃棄物の特性に応じ、市で定める施設への持込み等につき指示するものとする。

③ 犬、ねこ等の死体の処理及び処分

犬、ねこ等の死体は、その飼い主又は占有者において自ら処分しなければならない。ただし、自ら処分できないときは、市長にその旨を届け出て、その処理方法について、指示を受けなければならない。犬、ねこ等の死体で市が取り扱うものは、民間施設へ委託し、火葬するものとする。

(5) 市が収集しないごみ

① 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収されるごみ

品目	処理の方法
特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。） 施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・有機EL式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）	排出者は、家電リサイクル法に基づき、小売業者に引取りを依頼するか、排出者が自ら、又は市の粗大ごみ戸別収集を利用して指定の引取場所に搬入する。
自動車	排出者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、都道府県知事等の登録を受けた業者に引取りを依頼する。
自動二輪車 （原動機付き自転車を含む。）	排出者は、国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定取引窓口」に持ち込み、引取りを依頼する。

② 処理施設において処理が困難なごみ

品目	処理の方法
プロパンガスボンベ（家庭用カセットボンベを除く。）	排出者はプロパンガス取扱店に相談するか、購入店に引取りを依頼する。
消火器	排出者は、消火器メーカーの自主的取組みである廃消火器リサイクルシステムに基づきメーカーに依頼する。
ガソリン、灯油、 オイル（植物性油を除く）	排出者は、ガソリンスタンドに処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。
自動車・自動二輪車の解体部品 （タイヤ、ホイール、 ドア、燃料タンク等）	排出者は、自動車販売業者、カーショップ、タイヤ専門店、ガソリンスタンド、解体業者等に処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。

バッテリー、ピアノ、 太陽光パネル、石膏ボード、 農薬などの薬品	排出者は、購入店又はメーカー等に引取りを依頼する。
その他の処理困難物	専門業者又は購入店に引取りを依頼する等の方法により適正に処理するものとする。

6 中間処理計画

ごみ種類ごとの中間処理計画は、次のとおりとする。

(1) 可燃ごみ

施設名 (所在地)	処理能力 処理方法	ごみ種類	中間処理 計画量	資源化 計画量
磐田市クリーンセンター (磐田市刑部島 301)	・ 112t/日 × 2 炉 (焼却炉) ・ ストーカ式焼却炉	可燃ごみ		

(2) 資源ごみ

施設名 (所在地)	処理能力 処理方法	ごみ種類	中間処理 計画量	資源化 計画量
中遠広域粗大ごみ処理施設 (磐田市新貝 59-1)	・ 49.2t/日 ・ 破砕：二軸せん断式破砕 衝撃せん断式破砕 ・ 選別：磁力選別・風力選別 ・ 圧縮：油圧プレス 油圧圧縮梱包 ・ 保管可能容量：132 m³	プラスチック製 容器包装		
		金物・ 小型電化製品		
		有害ごみ パソコン 携帯電話		
磐田広域リサイクルセンター (磐田市小中瀬 722)	・ 保管可能容量：658 m³	空きびん		
		ペットボトル		
民間施設	—	空き缶・ スプレー缶		
		廃食用油		
		古紙・古布		
		ガラス・陶器 羽毛布団 使い捨てライター 金物		

7 最終処分計画

埋立ごみ及び中間処理施設で処理された後に排出される残渣の最終処分計画は、次のとおりとする。

施設名 (所在地)	施設規模 埋立方式	処理対象物	最終処分 計画量
中遠広域一般廃棄物最終処分場 (周智郡森町一宮 3606-3)	・埋立容量：199,806 m ³ ・準好気性埋立 (セル・サンドイッチ方式)	埋立ごみ	
		処理残渣	
民間施設	—	焼却残渣	

8 一般廃棄物処理業の許可に関する方針

法第7条第1項及び法第7条第6項に基づく一般廃棄物処理業の許可に関する方針を次のとおり定める。

(1) 基本的な考え方

一般廃棄物処理業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の処理が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物処理業者の新規許可について

本市及び既存の許可業者による一般廃棄物の収集又は運搬が困難な状況にはないため、法第7条第5項又は法第7条第10項の規定に基づく、一般廃棄物処理業の新規許可は行わない。ただし、一般廃棄物の処理が困難と判断した場合は、この限りではない。

(3) 一般廃棄物収集運搬業の許可範囲の見直し

引越しや遺品整理で発生した多量の粗大ごみ等を処理施設に自己搬入できない方を対象に、磐田市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者が、有料で本人に代わって処分を行うことができる制度を令和5年4月1日から開始した。

なお、家庭系廃棄物の収集運搬許可を付与するのは、以下の条件を満たす者とする。

- ・磐田市内に主たる営業所である本社を有する者であること。
- ・磐田市一般廃棄物収集運搬業の許可（取り扱いの種類 厨芥類、木屑、紙、布）を有している者であること。

別表１－１ 家庭系一般廃棄物収集運搬業許可事業者一覧（令和７年４月１日現在）

名 称	所 在 地	備 考
(有)大橋商事	磐田市池田 703-1	積替保管有
(株)磐南クリーン	磐田市堀之内 1750-3	
(有)深田商店	磐田市下野部 1138-2	
(有)やまや伊藤商店	磐田市国府台 634-1	
(有)クリーンオオシバ	磐田市下本郷 231-32	積替保管無
(株)コーシンサービス	磐田市笠梅 1220-18	
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2	
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2	

別表１－２ 事業系一般廃棄物収集運搬業許可事業者一覧（令和７年４月１日現在）

名 称	所 在 地
(株)アドバンス中部サービス	御前崎市宮内 248-5
(有)池上産棄クリーン	磐田市高見丘 515
(有)大橋商事	磐田市池田 703-1
(有)オカダ商店	浜松市中央区楊子町 1121-8
(株)紙資源リサイクルセンター	富士市蓼原 110
(有)久野商店	浜松市中央区崩野町 219
(有)クリーンオオシバ	磐田市下本郷 231-32
(株)コーシンサービス	磐田市笠梅 1220-18
(株)三共	浜松市中央区田尻町 203-1
(株)タマヤ	浜松市中央区鶴見町 2500-3
東海環境整備(株)	磐田市岩井 2037-3
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2
(株)磐南クリーン	磐田市堀之内 1750-3
(有)深田商店	磐田市下野部 1138-2
富士勝飼料(株)	浜松市中央区三方原町 2142-5
丸九環境整備(有)	浜松市中央区瓜内町 241
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘 226-4
(株)山本エコロジーサービス	浜松市中央区神田町 758
(有)やまや伊藤商店	磐田市国府台 634-1
(株)リサイクルクリーン	浜松市天竜区二俣町二俣 41
(株)ミダックライナー	浜松市中央区有玉南町 2163

別表 2 再生輸送業者一覧（令和 7 年 4 月 1 日現在）

名 称	所 在 地
(有)丸十産業	磐田市大久保 767-25
金井 靖裕（養豚業）	磐田市藤上原 533-30
長谷川 正治（養豚業）	磐田市向笠西 460-2

別表 3 再生活用業者一覧（令和 7 年 4 月 1 日現在）

名 称	所 在 地
(有)丸十産業	磐田市大久保 767-25
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘 226-4
金井 靖裕（養豚業）	磐田市藤上原 533-30
長谷川 正治（養豚業）	磐田市向笠西 460-2

第 3 節 生活排水処理実施計画

1 基本方針

- (1) 公共下水道：整備区域内における下水道接続への啓発・指導
- (2) 農業集落排水施設：西島・玉越地区及び敷地地区の施設の適正な処理
- (3) 合併処理浄化槽：補助金制度の活用を促す広報活動
- (4) し尿処理施設：安定した収集業務と整備状況や搬入状況に応じた施設運営・施設管理

2 生活排水処理形態人口見込み及びし尿・浄化槽汚泥排出量見込み

- (1) 磐田市一般廃棄物処理基本計画における 令和 7 年度 生活排水処理形態人口見込み

行政区域内人口	<u>166,315 人</u>
水洗化・生活雑排水処理人口	<u>150,207 人</u>
公共下水道	<u>137,300 人</u>
農業集落排水	<u>1,531 人</u>
合併処理浄化槽	<u>11,387 人</u>
水洗化・生活排水未処理人口	<u>12,387 人</u>
非水洗化人口（くみ取り便槽）	<u>3,721 人</u>

- (2) し尿・浄化槽汚泥排出量見込み

排出量見込み	し尿	浄化槽汚泥
<u>26,400 kℓ</u>	<u>3,400 kℓ</u>	<u>23,000 kℓ</u>

3 収集運搬計画

(1) し尿

① 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とし、磐田市が直接収集する施設を除くその他の世帯は、許可業者による業者間地域割とする。

② 収集運搬を行う者とその収集地域

磐田市及び許可業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(有)磐田クリーンサービス	磐田市下岡田 358-2	磐田地区（区域割有）
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2	
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2	福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜名区新原2068-1	豊岡地区

③ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、できるだけ早期に許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水＋希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(2) 浄化槽汚泥

① 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

② 収集運搬を行う者とその収集地域

許可業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2	磐田地区
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2	磐田・福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜名区新原2068-1	豊岡地区

③ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、速やかに許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水＋希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(3) 浄化槽清掃

① 清掃区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

② 清掃を行う者とその清掃地域

許可業者であって、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定により許可した事業者とし、清掃する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2	磐田地区
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2	磐田・福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜名区新原 2068-1	豊岡地区

③ 清掃の申込み

地域担当清掃業者に各自申し込むものとする。

4 中間処理計画

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
磐田市衛生プラント	磐田市千手堂 2066	し尿 6 kℓ/日，浄化槽汚泥 92 kℓ/日 直接脱水＋希釈・下水道放流